

船舶インシデント調査報告書

令和2年5月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和元年12月8日 10時10分ごろ
発生場所	関門港長府区 満珠島灯台から真方位316° 1.7海里付近 (概位 北緯34° 00.9' 東経131° 00.2')
インシデントの概要	貨物船第三金生丸は、離岸して前進中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和元年12月17日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第三金生丸、191トン
船舶番号、船舶所有者等	134072、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海） 甲板員、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
インシデントの経過	本船は、船長及び甲板員ほか1人が乗り組み、甲板員の操船により出船右舷着けとしていた関門港長府区の企業専用岸壁（以下「本件岸壁」という。）から離岸して前進中、船首方の浅所に座洲した。 本船の喫水は、船首約1.2m、船尾約2.3mであった。 船長及び甲板員は、事前に海図やGPSプロッターで本件岸壁付近の浅所の有無を調べておらず、本件岸壁付近に浅所が存在することを知らなかった。
分析	本船は、離岸して前進中、船長及び甲板員が本件岸壁付近に浅所が存在することを知らず、前進を続けたことから、船首方の浅所に座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が離岸して前進中、船長及び甲板員が本件岸壁付近に浅所が存在することを知らず、前進を続けたため、船首方の浅所に座洲したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・事前に海図やGPSプロッターで水路調査を行い、浅所の有無を把握すること。